

令和元年第4回宇治田原町議会定例会

目次

○第4日（令和元年12月18日）

議事日程（第4号）	99
日程第1 宇治田原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	102
日程第2 議案第56号の撤回請求について	103
日程第3 議案第48号 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて	103
日程第4 議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	103
日程第5 議案第53号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	103
日程第6 議案第57号 賛田立川線道路新設工事（その3）請負契約の締結について	103
日程第7 議案第58号 宇治田原町公用車車庫・倉庫棟建設工事請負契約の締結について	103
日程第8 議案第54号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	107
日程第9 議案第55号 宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	107
日程第10 議案第43号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）	109
日程第11 議案第44号 令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	109
日程第12 議案第45号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）	109
日程第13 議案第46号 令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）	109
日程第14 議案第47号 令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）	109

日程第15	議案第50号	宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例を制定するについて……………	109
日程第16	議案第51号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部 を改正する条例を制定するについて……………	109
日程第17	議案第52号	宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関 する条例の一部を改正する条例を制定するについて…	109
日程第18	意見書第1号	下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保 を求める意見書（案）について……………	114
日程第19	閉会中の継続調査の申し出について……………		116

令和元年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

令和元年12月18日

午前10時開議

- 日程第1 宇治田原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第2 議案第56号の撤回請求について
- 日程第3 議案第48号 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第53号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第57号 贄田立川線道路新設工事(その3)請負契約の締結について
- 日程第7 議案第58号 宇治田原町公用車車庫・倉庫棟建設工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第54号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第9 議案第55号 宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第10 議案第43号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第44号 令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第45号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第46号 令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第47号 令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第50号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第16 議案第51号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第17 議案第52号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第18 意見書第1号 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求
める意見書(案)について

日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君
教 育	長	奥村 博已 君
総 務 部	長	奥谷 明 君
健 康 福 祉 部	長	久野村 観光 君
建 設 事 業 部	長	野田 泰生 君

まちづくり整備推進	黒川剛君
担当部長	
教育部長	光嶋隆君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	矢野里志君
税住民課長	馬場浩君
介護医療課長	廣島照美君
健康児童課長	立原信子君
建設環境課長	谷出智君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	垣内清文君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
学校教育課長	岩井直子君
社会教育課長	清水清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎宇治田原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（谷口 整） 日程第1、宇治田原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

この選挙につきましては、お手元にお配りをしておりますとおり、令和元年10月29日付で選挙管理委員会委員長から通知を受けたもので、来る12月21日が任期満了となります。よりまして、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、先例により、議長が指名するというようにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

事務局より推薦者名簿を配付をいたしますので、その間、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時02分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

お手元に配付をいたしましたとおり、選挙管理委員には、大谷友一氏、清水善宣氏、谷口昭弘氏、安井正美氏、以上の4名を指名をいたします。

また、選挙管理委員補充員には、第1順位、上・治男氏、第2順位、光島善正氏、第3順位、茨木均氏、第4順位、奥村重子氏、以上4名を指名をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名をいたしました方を選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました大谷友一氏ほか7名が選挙管理委員会委員及び補充員に当選をされました。

ただいまの選挙結果は、会議規則第33条第2項の規定により、当選人に当選の旨を告知をいたします。

◎議案第56号の撤回請求について

○議長(谷口 整) 日程第2、議案第56号撤回請求についてを議題といたします。

西谷町長より、議案第56号撤回の理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、提出議案の撤回につきましてご説明を申し上げます。

令和元年12月4日付で提出いたしました議案のうち、議案第56号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、議案の撤回をいたしたく、宇治田原町議会会議規則第20条の規定により、事件撤回請求をさせていただくものでございます。このような事態となったことに対しまして、心からお詫びを申し上げます。

本議案につきましては、議案審査いただきました文教厚生常任委員会において、これまでからの十分な説明の欠如と改正内容に係る検討不足についてご指摘があり、継続審査とされましたが、これを真摯に受けとめ、再度検討させていただく必要があるとの判断に至りましたことから、今回、議案撤回をさせていただきたいと存じます。

よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(谷口 整) お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号撤回請求を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、議案第56号撤回請求を許可することに決定をいたしました。

◎議案第48号～議案第49号及び議案第53号並びに議案第57号～

議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 次に、会議規則第37条により、日程第3から日程第7、議案第4

8号から議案第49号及び議案第53号並びに議案第57号から議案第58号までの5議案を一括議題といたします。

5議案につきましては、12月4日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会、谷口重和委員長。

○総務建設常任委員会委員長（谷口重和） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました5議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第48号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、会計年度任用職員として4月から任用される見込み人数、また退職手当の支給の有無についての質疑があり、恒常的に働いている臨時職員で会計年度任用職員に移行される人数は65名程度と把握している。また、退職手当については、京都府町村職員退職手当組合に加入し、その条例に基づいて支給するため、本条例に記載はないが、フルタイム職員には支給し、パートタイム職員には支給しないとの答弁があったところでございます。

また、会計年度任用職員に移行することによって、どのような処遇が改善されるのかとの質疑があり、期末手当の支給や実質的な昇給など、処遇が改善されるとの答弁があったところであります。

次に、議案第49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第53号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、超過勤務命令の上限について、他律的な業務の比重の高い部署とは現状どの課が想定されるのかとの質疑があり、例えば他課が大きく関係する予算業務を担当する企画財政課などを想定している。国においては、法案作成や予算編成等の業務等、具体的に掲げられているが、本町においては組織規模的に人数が少なく、

1人の職員が多く業務を担当しているため、国のように明確にすることは難しいとの答弁があったところであります。

さらに、超過勤務の上限時間が大きく変わるので、線引きが必要ではないかとの質疑があり、勤務時間の状況把握、要因分析を行い、職員の健康保持等を確保していく中で対応したいとの答弁があったところであります。

次に、議案第57号、贅田立川線道路新設工事（その3）請負契約の締結については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、計画図面では町道通峰線まで達していないが、供用開始はいつになるのかとの質疑があり、残り50mを残して今回は150m区間で土工を実施する。残り区間である通峰線までは、来年度に工事着手するとともに供用開始を予定しているとの答弁があったところであります。

また、討論において、贅田立川線については、新庁舎をこの場所に移転するための道路であると判断しており、本議案についても反対であるとの反対討論があったところであります。

次に、議案第58号、宇治田原町公用車車庫・倉庫棟建設工事請負契約の締結については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところですが、討論において、庁舎等に公用車の車庫や倉庫棟が必要であることは理解するが、新庁舎をこの場所に建設することに反対しているため、本議案についても反対であるとの反対討論があったところであります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました5議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第48号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第48号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第49号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第53号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第53号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第57号、贄田立川線道路新設工事(その3)請負契約の締結についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第57号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手多数。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号、宇治田原町公用車車庫・倉庫棟建設工事請負契約の締結についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第58号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手多数。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第54号及び議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第8及び日程第9、議案第54号及び議案第55号までの2議案を一括議題といたします。

2議案につきましては、12月4日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会、原田委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(原田周一) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました2議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第54号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、広域入所として町が給付費を高額負担することがあったが、幼児教育・保育無償化や条例改正によって解消されたのかとの質疑があり、今回の無償化の対象は、あくまで保護者負担の保育料部分であり、広域入所の施設型給付費の算定においては、利用者負担分が無償化されたことにより総額が施設型給付費となり、国、府、町の負担割合に変更はないとの答弁があったところでございます。

次に、議案第55号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところでございます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました2議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第54号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第55号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第55号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第43号～議案第47号及び議案第50号～議案第52号の委員

長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第10から日程第17、議案第43号から議案第47号まで及び議案第50号から議案第52号までの8議案を一括議題といたします。

8議案につきましては、12月4日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、藤本英樹委員長。

○予算特別委員会委員長（藤本英樹） それでは、予算特別委員会に付託されました8議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第43号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、まず、宇治田原山手線整備事業について、歳入歳出予算補正と債務負担行為補正の財源内訳を比較すると、国庫補助金の割合に大きな差があるが、その理由は何かとの質疑があり、当初予算段階では制度上での交付率に基づき予算計上しているが、実際は国からの交付金配賦率が下がっている。債務負担行為を設定するに際しては、これまでの実績による財源内訳としているとの答弁があったところです。

東京2020オリンピック聖火リレー実施事業について、一般質問では経路等まだわからないということであったが、どのように積算されたのかとの質疑があり、京都府の実行委員会と町事務局との間で情報のやりとり、資料の提供等をする中で、内々の協議において、おおむねのイメージで積算したものである。具体的な場所等が決まっていないため、想定の中での積算であるとの答弁があったところです。

総合文化センター駐車場について、返還する面積、駐車台数的にはどの程度かとの質疑があり、おおむね3分の1程度で、面積が700㎡程度、台数については23台ほど減少するとの答弁があったところです。

さらに、23台分の代替はどう考えているのかとの質疑があり、通常時はそれほど影響がないと考えているが、自主事業や各種催しがあった際には満杯になっていると認識している。現在、多目的広場として利用しているスペースや、1階部分の駐車スペースの線の引き直し等によって確保したいと考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第44号、令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第45号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第46号、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第47号、令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第50号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第51号、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、期末手当の改正について、財源の厳しい折、住民目線で言えばお手盛りと言わざるを得ない。姿勢の問題である。住民の皆さんの目線で町長としての考えはいかがかと質疑があり、以前から人事院勧告のとおり上げ下げしている。住民さんの暮らし等々については、いろいろな施策を実施することで還元できるように努力していきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第52号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました8議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第43号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）の討

論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西久美子議員。

○3番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第43号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）につきまして、反対の立場から討論を行います。

まず、一般廃棄物の収集業務の一部を外部委託するための債務負担行為が提案をされております。全国各地で甚大な自然災害が頻発する昨今、被災地では災害ごみの処理の問題が復興復旧の大きな妨げとなっております。

私は、ごみの収集、上下水道など直接住民生活にかかわる事業については、民間に任せるのではなく、町がきちんと責任を持つ直営事業とすべきと考えます。

今年の10月には消費税が10%に引き上げられました。国の制度である消費増税対策として、宇治田原町においてもプレミアム付商品券が販売されましたけれども、常任委員会の時点での購入者は4人に1人という低迷ぶりであります。5,000円の商品券を買うために4,000円を準備しなければならない。低所得者にとっては、それすら厳しいというのが実態ではないでしょうか。

今回、特別職の期末手当の増額が提案されておりますけれども、町長は、住民の皆さんにはそれぞれの施策で返していきたいというふうに質問に答えられましたけれども、先ほど撤回請求された総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部改正の議案は、結果的に高齢者に負担増を強いるものとなっております。その一方で、自らの期末手当の増を提案をする。それを議員が追認をし、決定をする。住民からお手盛りと言われても仕方がないと考えます。

以上の理由から、本議案に反対をいたします。

○議長（谷口 整） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手多数。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第44号、令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）

補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第45号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第46号、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第47号、令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第50号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第50号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第51号、特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。山本精議員。

○2番(山本 精) ただいま議題となっております議案第51号、特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

宇治田原町は、今、新庁舎建設や山手線の道路建設などの大型建設事業が進められ、非常に厳しい財政運営を迫られています。また、労働者の実質賃金は下がり続けており、今年10月には消費税が10%に引き上げられ、年金も毎年目減りをする中、町民の生活は厳しい状況になっています。そんな中で特別職の期末手当をさらに引き上げることについては賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長(谷口 整) ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) これにて討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手多数。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第52号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手多数。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 日程第18、意見書第1号、下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書(案)についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。総務建設常任委員会、谷口重和委員長。

○総務建設常任委員会委員長(谷口重和) 意見書第1号、下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書の提案理由の説明を行います。

本町の下水道事業は、分流式単独公共下水道として平成11年度末に供用を開始しております。平成30年度末の下水道普及率は84.2%であります。管渠整備につきましては、未普及解消に向け、現在も鋭意取り組んでいるところでありますが、処理場施設整備については、計画的な改築が喫緊の課題となっております。

しかし、平成29年11月に国の財政制度等審議会において、下水道事業については受益者負担の観点から、汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの趣旨の提言

があり、平成30年度には総務省から地方公営企業法適用の取り組み要請がなされたり、平成30年度以降の予算では未普及解消と雨水対策に重点配分がなされており、改築についての配分が厳しくなっているようであります。

今後、老朽化した下水道施設への改築に係る国庫補助が削減または廃止されることとなると、大幅な使用料の値上げや一般会計繰入金が増額により必要な財源を賄わざるを得ず、住民生活に重大な影響を及ぼす極めて深刻な状況になることが予測されます。これは、単独で公共下水道事業を行っている本町にはゆゆしき問題であると考えております。

下水道事業は、水質汚濁防止法に国の責務が明記されているように、公共水域の水質保全という環境行政としての重要な役割も担っております。下水道を支える国の責務は、施設の新設、改築で変わるものではありません。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたり住民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続し、十分な予算を確保するよう強く要望していくことが必要であると考えておりますことから、この意見書への皆様のご賛同をよろしくお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（谷口 整） 説明が終わりましたので、意見書第1号に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより本案の採決をいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷口 整） 日程第19、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和元年第4回宇治田原町議会定例会を閉会をいたします。

閉 会 午前10時52分

○議長（谷口 整） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、令和元年第4回宇治田原町議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月4日に開会されました令和元年第4回定例会が、本日をもって閉会となりますが、議員各位におかれましては、令和元年度一般会計補正予算案をはじめ、上程させていただきました16議案のうち15議案につきまして、原案どおり可決いただきましたことに心からお礼を申し上げる次第でございます。また、各常任委員会及び特別委員会で大変お世話になりました正副委員長様には厚くお礼を申し上げる次第でございます。

ご可決をいただきました予算につきましては、今後適正な執行に努めてまいりますとともに、賜りましたご意見、ご要望などにつきましては、十分検討する中で今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

なお、先ほど議案の撤回を請求させていただきました1議案につきましては、ご指摘を真摯に受けとめ、今後はこのようなことがないよう丁寧な説明に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

先日、清水寺で今年の漢字を表明され、新元号の令和の「令」が選ばれましたが、今年には温かな祝意に包まれ、人々が未来への希望を抱き新しい時代のスタートを切りました。

本町におきましても、今年、私がまちづくりの最重要三本柱としております都市計画道路宇治田原山手線の整備、役場新庁舎の建設事業、人口減少対策と移住・定住対策につきまして、まさに目に見える形で動き出した重要な年となりました。これらの取り組みが、人口減少対策、企業立地、移住・定住と結び合い、ひいては「好きやねん うじたわら」と誰もが言っていただけのまちづくりにつながるものと考えております。

現在、令和2年度の当初予算編成を行っておるところではありますが、来年度は、現在策定を進めております第5次まちづくり総合計画の後期基本計画の初年、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期計画の初年を迎えることから、これらを踏まえ、20年、30年、50年先の未来に希望と責任が持てるまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

いよいよ年の瀬、これからますます寒さが厳しくなっておりますが、議員各位におかれましては、時節柄、どうかご自愛をいただきまして、ますますご活躍されますようご期待を申し上げますとともに、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えくださいますよう心からお祈りを申し上げます、12月議会定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） ただいま町長から閉会挨拶の中で、議案第56号の事件撤回請求に至った件について触れられました。私からも一言申し上げておきます。

各種議案等の提案に当たっては、申し上げるべきもなく、住民理解が得られ、可決されることを前提に提案努力されるものでありますけれども、今般の異例の議案撤回を教訓に、今後は文教厚生常任委員会での意見、指摘等を踏まえ、住民理解が得られる提案内容や提案理由の検討、調整、また議会への十分なる説明責任等を求めまして、さらなる住民福祉の向上に努められますよう希求いたします。

それでは、ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 原 田 周 一

署 名 議 員 藤 本 英 樹